

赤野井自治会申し合わせ事項

令和6年1月

住んでいて良かった、住み良い安全・安心な街を築くため、

生活改善申し合わせ事項をみんなが守りましょう。

1. 環境

- (1) 河川愛護・美しい街づくり等、美化運動にみんなが参加し、ゴミのない美しい街づくりに参加しましょう。
- (2) 琵琶湖を美しくするために河川にゴミを捨てないように、流れてきたゴミを見つけたら、引き上げるようにみんなが河川愛護に心掛けましょう。
- (3) 道路や隣家の敷地内へ出ている樹木の枝は、速やかに伐採して下さい。
- (4) 犬の散歩には各自において糞の始末をして下さい。(神社境内の犬の散歩禁止)
- (5) 農耕作業(トラクター使用)後に道路上に土を落下させないで下さい。
- (6) 墓地は聖地であり、墓参を終えられた供物・花はすべて持ち帰り、私物等は水場に置かないで下さい。(放置の場合は、すべて廃棄します。)
- (7) ごみ集積所は、各地区皆さまで管理してもらっています。お互いが気持ちよく使えるよう、ごみ出しのルール・マナーを守って下さい。
- (8) 赤野井町地区計画の区域内で、建築物の建築や門・塀・垣・柵等の構造物を設置する場合は、赤野井町地区計画書や条件等に基づき建設して下さい。
 - ① 門・塀・垣・柵等を新たに設置される場合は、防犯・防災上の安全や美観を守るためにコンクリートブロック造等80cm以下に抑えるようご協力願います。
その上にアルミフェンス等の設置は可能です。なお、アルミフェンス等は通気性や開放性のあるものにして下さい。
 - ② 建築基準法第42条2項の道路(地区計画の地区施設4m道路、その他にも一部有)に面する土地所有者の方は道路後退が伴い、その部分には門塀垣柵の設置は出来ません。
緊急車両の通行が容易に行えるよう、整備にご協力をお願いします。
(後退部分の整備・維持管理費は地権者。最終の整備は市にあり、市が整備出来る環境が整うまでは地権者となる。)また、事前に自治会または建設委員に相談し、その指示に従って下さい。安全で安心な街づくりにご協力下さい。

2. 青少年育成

- (1) 挨拶は家庭内から、自分から誰にでも、いつでもどこでも、お互いに先ず朝の挨拶から始めましょう。
- (2) 非行少年をつくらぬよう他人の子も我が子同様にみんなが守り育て、環境を良くし青少年育成に努めましょう。

3. 事故防止

- (1) 交通事故に遭わないよう、起こさないよう、家族ぐるみで気をつけ、我が町から交通事故を追放しましょう。
- (2) 各家庭、事業場共に、毎日戸締り、火の用心、ガスの元栓等に注意しましょう。
各家庭に住宅用火災警報器の設置と共に備えられている消火器の有効期限が切れていないか確認し消防団の方に見てもらって下さい。

4. 生涯学習

- (1) 人権問題を学習するため人権講座をみんなが受講し、学習を深めましょう。
- (2) 先人の苦勞をしのび、文化財を大切にしましょう。

5. 各種行事への参加

- (1) 神社の清掃は毎月1回赤野井老人クラブの奉仕で、自治会館の清掃は毎月1回各町内でお願いします。
- (2) 秋の草木祭(天満宮祭)には、例年通り御神輿の巡御に協議員、前年度及び今年度組長2名並びに一般氏子の方の奉仕をお願いします。

6. 規定事項

- (1) 赤野井共同墓地永代使用を希望される人は、自治会にお申込み下さい。但し、赤野井墓地規定により可否を決定します。
- (2) 自治会の行事中で、年2回の美化運動には出動して下さい。欠席された方は、不参料として金 三千円を徴収致します。
- (3) 各町内において、無常講の日より1月末まで、原則、毎夜午後9時以降に1回夜警の巡回を必ず励行しましょう。

以 上